

燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第120号

改正 令和4年5月26日告示第216号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業所における全ての従業員が活躍できる職場環境づくりの推進を図るため、中小企業が実施する職場環境を改善する取組に要した経費に対して、予算の範囲内で燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもののうち、次のアからウまでのいずれにも該当しないものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 常時雇用労働者 次のアからイまでのいずれかに該当する者をいう。

ただし、当該者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除く。

ア 期間の定めがなく雇用されている者

イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(3) 風俗営業者 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で1年以上事業を営む中小企業であること。
- (2) 常時雇用労働者が2人以上であること。
- (3) 風俗営業者でないこと。
- (4) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、組織におけるワーク・ライフ・バランス、女性活躍又はダイバーシティの推進を目的として行う事業とし、別表第1に定めるものとする。

2 前項の補助事業は、第7条に規定する交付決定の日の属する年度の3月15日までに完了するものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業の実施の際に、他団体の助成金その他収入が生じる場合は、補助対象経費からその収入金額を差し引くものとする。

3 補助金の交付は、1事業者につき申請年度内において1回を限度とし、通算3回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 経費の内訳が分かる書類(見積書の写し等)
 - (4) 市税の納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(変更及び中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による補助事業の変更及び中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第2で定める期日までに、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金実績報告書(様式

第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払を証する書類(領収書の写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付決定取消・返還通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するとともに、既に補助金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(市事業への協力)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市に協力するとともに、市が実施するワーク・ライフ・バランス、女性活躍及びダイバーシティの推進に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付要綱第5条第2項の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の交付申請について適用し、施行日の前日までに行われた交付申請については、なお従前の例による。

別表第1(第4条、第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率(補助限度額)	
社内研修の実施又は外部研修への参加	講師謝金	(1) つばめ子育て 応援企業及び補助金の交付決定の日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受ける者	2/3以内 (20万円)
	施設等使用料		
	委託費		
	研修参加費		
就業規則等の変更	委託費 (顧問料を除く。)		
外部専門家によるコンサルティングの導入	相談料	(2) 前号に掲げるもの以外	1/2以内 (10万円)
その他、組織のワーク・ライフ・バランス、女性活躍又はダイバーシティの推進に資する取組	市長が適当と認める経費(ただし、施設整備等のハード事業費並びに備品及び消耗品の購入費は除く。)		

別表第2(第10条関係)

区分	期日
(1) 補助金の交付決定の日から起算して90日以内につばめ子育て応援企業の認定を受ける者	補助事業の完了の日から1か月を経過した日、又はつばめ子育て応援企業の認定を受けた日から1か月を経過した日のいずれか遅い期日(ただし、当該企業の認定を受ける者期日が交付決定の日が属する年度の3月末日以降となる場合は、当該3月末日)
(2) 前号に掲げるもの以外	補助事業の完了の日から1か月を経過した日、又は交付決定の日が属する年度の3月末日のいずれか早い期日